

会計監査人による企業リスクと 情報リスクの評定

—企業の存続可能性問題に注目して—

東京大学大学院
経済学研究科博士課程 坂柳 明

1. はじめに

近年我が国でも話題となっている「企業の倒産」に監査人がどのように関わればよいのかという問題を考えてみる場合、その関わり方を規定する理論的な分析枠組みは十分に整備されているであろうか。企業の存続可能性が問題となる場合の監査人の役割は何であるのかを問う先験的な議論は、日本でもアメリカでも十分精緻化された形でなされてきたとは言えないように思われる。企業の存続可能性が問題になる場合でも、監査人の対応はどのような根拠でどのようなものになるのかという因果関係を整理することが理論研究上意味のある作業であろう。

このような考察を行う上でまず重要なのは、監査人の役割として従来考えられてきた「財務諸表の信頼性の保証」という行為と「企業の存続可能性」という問題とがどのように関わるのかという点であろう。その場合の「財務諸表の信頼性の保証」とは、財務諸表が一般に認められた会計原則(GAAP)に準拠しているという意味で信頼できるかどうかを意見表明の形で監査人が明らかにするということである注(1)。こ

の両者の関係を明らかにすることによって、企業の存続可能性問題に対する監査人の関わり方を整理することができるだろう。そのためには、この両者の関係について先行研究でどのような点が問題とされていたのかを検討することが必要であり、この作業は第2節で行われる。

端的に言えば、企業の存続可能性の問題との関連で従来検討されてきたのは、「企業リスクの評定」と「情報リスクの評定」という2つの監査人の役割であった。この2つの概念区分は、企業の存続可能性問題に対する監査人の関わり方を考える上で十分説得力があり、かつ有効なものであろうかというのが本稿の基本的な問題意識である。続く第3節では、第2節で提起した問題点を踏まえて企業の存続可能性問題を理論上どのようなフレームワークで捉えたらよいのかを提唱し、そのフレームワークから導かれる監査人の対応を検討する。一方第4節では、企業の存続可能性が問題になる場合の監査人の対応を考える上で第3節では明示的に取り上げ

注(1) GAAPに照らして「財務諸表の信頼性を保証する」という監査人の役割については、例えば鳥羽 [1994], 327~329頁, 364~369頁を参照。

なかった要素を指摘する。一言で言うならその要素とは、監査人にとっての「情報の入手可能性」という問題である。そして最後の第5節では本稿のまとめを行い、今後の課題を展望することにした。

2. 先行研究の概観

企業の存続可能性の問題を監査論上取り上げる際には、「企業リスクの評定」と「情報リスクの評定」という監査人にとっての2つの役割についての議論を避けて通ることができない。鳥羽 [1994], 261~262頁はこの点について次のように指摘している。

「競争と不確実性が支配する経済市場において、いかなる企業も、企業の内部要因と企業活動に影響を及ぼす不確実な外部要因によって、その成長や業績および存続が脅かされる危険にさらされている。かかる危険を、企業リスク (business risk) という。

企業リスクには、不況、インフレーション、高金利、戦争、原油価格の高騰、技術革新、政情不安、禁輸のように、個別企業がある程度等しく影響を受ける企業リスクと、原料・資材の直上げ、運転資金の不足、ストライキ、消費動向の変化、訴訟、政府による規則、債務保証、偶発的な損失、契約不履行、子会社・関係会社の業績不安、投資先企業の業績不振、得意先企業や仕入先企業の倒産を含む取引の失敗のように、特定の業種または特定の個別企業が独特に影響を受ける企業リスクとがある。…」

また、同じく337~338, 385頁では次のように記されている。

「1980年代のアメリカにおいて、財務諸表について無限定適正意見を受けた企業が翌事業年に突然倒産する、という事例が少なからず起

こった。財務諸表の適正性(情報リスクの問題)と企業財務の健全性(企業リスクの問題)とは、元来、まったく次元を異にするものであり、区別されるべきものである。…」

「…被監査会社の継続的存続能力に重大な疑義があったとしても、また、企業財務に致命的な打撃を与えかねない係争中の訴訟や事件があったとしても、その内容が十分に開示されているかぎり、監査人にとって不満足事項とはならないはずである。企業の継続的存続能力にかかると企業リスク (business risk)——企業財務の健全性——の評定は、財務諸表にかかる情報リスク (information risk)——財務諸表の適正性——の評定とは、まったく次元の違う問題であるからである。」注(2)。

一方、Carmichael [1976], pp. 51, 69 にはそれぞれ以下のような記述がある。

「…情報リスクは財務情報の生産や流通 (distribution) に関連するリスクである。情報リスクは、情報を集積、要約、表現するプロセスにおける誤謬を原因として同じ経済状況が異なって表されているかもしれない可能性を表す。情報リスクを小さくすることが監査人の仕事である。

企業リスクは不確実性のある経済において企業が被る影響 (forces) を表す。…」

「監査人の役割は、財務情報に信憑性を付加することである。情報リスクと企業リスクは混同されるべきではない。財務情報は会社が事業活動を行っているもとのリスクを反映してい

注(2) 「企業リスク」と「情報リスク」については鳥羽 [1985] でも触れられている。「企業リスク」については鳥羽 [1994] と同様の定義がなされており (26頁)、「情報リスク」については「会計情報が作成者の故意・誤謬によって歪められ、または、その内容が十分でない可能性を情報危険 (information risk) と呼ぶことにしよう。」(28~29頁) との記述がなされている。

るべきである。将来事象の結果を予測し、それによって財務諸表からこれらのリスクを除こうとすることは、監査人の基本的な役割と整合しない。」

「…監査人は何らかの企業リスクの評定の責任 (a responsibility that would tend to shift some portion of business risk) を受け入れるべきではない。監査人の機能は情報リスクを最小にすることである。…」注(3)

このように鳥羽 [1994] や Carmichael [1976] では、「企業リスク (business risk) の評定」と「情報リスク (information risk) の評定」の2つが全く別個の役割であり、区別されるべきものと主張されている。しかし、企業の存続にも影響を与える「企業リスク」を想定する場合に、こうした2つのリスクの評定は言われているほど別個の役割であり、区別されるべきものだと言えるのだろうか。

3. 情報リスクの評定を行う前提としての企業リスクの評定

鳥羽 [1994] でも述べられていたように、企業の存続に影響を与える要因というだけであれば、その要因は様々ある。我が国の建設会社のように多額の債務保証を抱えていたり、判決の結果巨額の損害賠償責任を負う可能性のある係争事件を抱えていたりする場合もある。いずれの場合でも、将来の巨額の損失負担を原因として企業の存続が危うくなるという事態が想定できる注(4)。こうした期末時点で存在する「債務保証を行っている状況」や「係争事件を抱えている状況」は、将来企業に損失をもたらす可能性のある状況である。これらは、アメリカ財務会計基準書第5号 (SFAS 5)、1項で言うところの contingency (偶発事象) に該当する注(5)。

その定義は以下のようである。

1つあるいは複数の将来事象が発生する、あるいは発生しない場合に最終的に判明するような、企業にとって将来発生する可能性がある利益 (以下「偶発利益」とする) または損失 (以下「偶発損失」とする) についての不確実性を表す現在の状態、状況、あるいは環境

このように、企業の存続に影響を与える要因の中には SFAS 5 の “contingency” に代表される要因があることがわかる注(6)。こうした contingency が期末時点で存在している場合には次のことが指摘できる。それは、「将来の判決や履行請求による損失負担を原因として企業の存続が危うくなる」と言う場合には、将来に「重要な損失」の負担が見込まれる状況を前提としているということである。こうした前提は、見込まれる損失額がごくわずかだと考えられる場合には、将来実際に損失を被ったとしてもその損失負担によって企業の存続が危ぶまれることはないということを同時に意味している。企業の存続可能性の問題を考察するにあたって、

注(3) この他にも同様の主張は、Pany and Whittington [1997], pp. 8-9 や AICPA [1978], pp. 26-27 (同訳書49~50頁) でなされている。

注(4) 本稿のこのような考え方は、AICPA [1978], p. 30 (同訳書55~56頁) にも見られる。

注(5) 一方、SFAS 5 に相当するような「会計ルール」は、日本の「監査基準委員会報告書第2号 (中間報告) 特記事項」(日本公認会計士協会 [1992]), 8~9項に定められていると解釈できる。

注(6) もちろん、企業の存続に影響を与える要因として想定できるのは、期末時点で存在する contingency だけではないかもしれない (例えばアメリカ監査基準書第59号 (SAS 59), 6項参照)。contingency 以外の要因が存在するとして、その要因がどのような概念として精緻化した形で記述できるのかについては確定的なことが言えないため、本稿では contingency 以外の状況を考察対象としない。企業の存続に影響を与えるような全ての要因を網羅的に検討しているわけではないという意味で、あくまで本稿で想定する contingency は、企業の存続に影響を与える要因のうちの1つという位置づけしか持たないわけである。

あえて「わずかの」損失しか発生しない状況を想定することの積極的な意味は乏しいであろう。そこで以下では、「企業が存続するかどうか、将来重要な損失が発生するかどうかという点のみに依存している状況」を想定して議論を進めることにする。それは、重要な損失が発生すれば企業の存続が危うくなり、発生しなければ企業は存続し続けるという想定である。

こうした contingency が存在する場合の会計処理については S F A S 5 に規定がある。まず S F A S 5 は、将来の損失の金額とは別に損失（をもたらす事象）の発生可能性の程度を発生可能性が①「高い」(probable)、②「ある程度ある」(reasonably possible)、③「低い」(remote)、の3つに分けている(3項)。そして次の2つの条件を満たした時に、経営者に将来の損失に対して引当金を設定するよう求めている(8項)。

- (a) 財務諸表の公表前に入手可能な情報によって、財務諸表作成日に資産が減損し、あるいは負債が発生していた可能性が高いことが示されていること。
- (b) 損失の金額を合理的に見積もることができること。

そして8項の条件の1つ、または両方を満たしていないために偶発損失(loss contingency)に対して引当金を設定していないものの、損失の発生可能性が少なくとも「ある程度ある」場合には、その偶発損失の性質、その損失の見積もり額等について注記開示を行うよう求めている(10項、脚注6)。他方、発生可能性が低い偶発損失については、特段規定がないので原則として注記開示も必要ないと解釈できる。

これらの3つのうちのいずれを選択するのかは経営者の判断であるが、監査上問題になるのは、経営者の会計判断がその状況において適切であるのかという点であろう。この3つの会計判断はいずれも「会計ルールを選択を巡る判断」

ではあるが、「財務諸表はG A A Pに準拠して財政状態及び経営成績を適正に表示している」と言う場合の「G A A Pに準拠している」というフレーズの中には、「経営者の会計判断(会計ルールの選択)がその状況において適切になされている」という考え方も含まれていると考えられる注(7)。とすれば、ここでの監査対象には偶発損失についての経営者の会計選択——引当金設定、注記開示、注記なし——が適切であるかどうかという点も含まれることになる注(8)。

こうした経営者の会計選択の適否を立証するためには、経営者がそのような判断を下した根拠を監査人が確かめ、経営者が選択した会計方針がその状況に適合しているのかどうかを確かめなければならない。そのためには、監査人は情報(証拠資料注(9))を収集し、それらを批判的に検討しなければならない注(10)。

その際に重要になるのは、監査人がどのよう

注(7) こうした考え方は、財務諸表がG A A Pに準拠して企業の財政状態、経営成績、キャッシュフローを適正に表示していることについての監査人の意見は、選択された会計原則がその状況において適切であるかどうかについての監査人の判断に基づくべきである、とするS A S 69、4項の考え方を前提にしている。

一方、偶発損失(loss contingency)についての「経営者の会計選択の適否を監査人が立証する」という本稿の視点と整合的な考え方は、日本公認会計士協会東京会[1991]、314～320頁にも見られる。

注(8) この他にも偶発損失についての経営者の注記開示が十分になされているかどうかという点が監査上問題となり得るが、本稿ではこの問題を取り扱わない。本稿では経営者の偶発損失についての会計選択の問題を主として扱うことを意図しているからである。

注(9) ここでの「証拠資料」は、鳥羽[1983]、175頁で言われている「監査上の立証に関連して監査人が入手・作成した“証明の材料”」を指している。

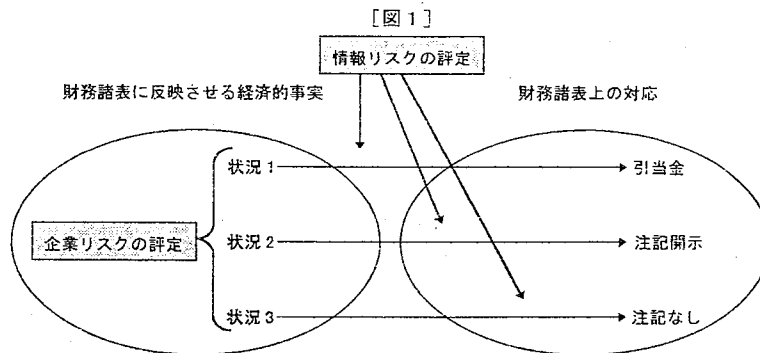
注(10) ここでの記述は、Mautz and Sharaf[1961]、pp. 86-87(同訳書113～114頁)の「証拠の収集機能」と「証拠の評定機能」という考え方に示唆を得ている。

な情報を入手するかという点であろう。さしあたり損失額の見積もりの問題を除けば、経営者の会計選択の適否を立証するために監査人が入手しなければならない情報は、経営者の会計選択の根拠とな

っている「損失（をもたらす事象）の発生可能性の判断」が適切であるかどうかを裏付ける情報ということになる。そしてその情報を入手することによって、結果的に監査人は自らも「損失の発生可能性」についての判断ができることになる。

建設会社の債務保証の場合には、保証先の財政状態が期末時点で悪化しているという情報にとどまらず、例えば保証先の再建計画が計画通りに進展するかどうか、あるいは債権者である金融機関から当社が履行請求の猶予を受けるかどうかを判断するための情報を監査人は入手しなければならないであろう。それによって、当期末段階での経営者の会計選択が適切であるかどうかについての監査人の判断が可能になるからである。また、同様にして係争事件の場合には、顧問弁護士への質問等によって当社が勝訴するか敗訴するかについての情報を入手しなければならないであろう。

こうした情報を入手することによって、監査人は損失の発生可能性についての判断を下せることになる。この判断は、監査人が経営者の偶発損失についての会計選択の適否を立証する場合に行う判断であるので、鳥羽[1994]やCarmichael [1976]で言われている「情報リスクの評定（あるいは削減）」を行うための判断だとと言える。



一方、鳥羽 [1994] や Carmichael [1976] で言われている「企業リスク」という概念については、その指示する対象が様々ある。特に鳥羽 [1994] に見られるような、「企業の継続的存続能力にかかる企業リスク（企業財務の健全性）」というだけであれば、本稿で想定している contingency についての「企業の存続を左右するほどの重要な損失の発生可能性」も「企業が事業活動において直面するリスク」という意味では「企業リスク」のうちの1つだと考えることができるであろう注(11)。

このように、従来の議論ではその内容が明確にされていなかった「企業リスク」の内容として「重要な損失の発生可能性」を想定すると、それについての監査人の判断は、「情報リスクの評定」であると同時に「企業リスクの評定」でもある。別の言い方をすれば、この場合の監査人は重要な損失の発生可能性についての判断、即ち「企業リスクの評定」を行わない限り、「情報リスクの評定」を行うこともできなくなるわけである（[図1] 参照）。

そうであれば、鳥羽 [1994] や Carmichael [1976] で言われていたような、監査人が「企業リスクの評定」に関わるべきではないとの主張

注(11) 「企業が事業活動において直面するリスク」については、AICPA [1978], p. 26 (同訳書49頁)を参照。

はその妥当性を失うことになる。それは、監査人が「情報リスクの評定」を行う上で「企業リスクの評定」を行うことがもはや必要不可欠なものとなっているからである。両方のリスクの評定に監査人が関わる状況が存在し、そうした状況を従来の議論が識別できていないのであれば、それは従来の考え方に難点があったことを意味するであろう。

ではこうした考え方を踏まえると、企業の存続可能性が問題になる場合の監査人の対応は何になるのだろうか。それは、財務諸表のGAAP準拠性についての意見表明である。なぜなら、本稿では特に「企業の存続可能性の評価を目的とした上でそれについての評価を監査人が行う」状況を想定しているわけではなく、その評価はあくまでも利害関係者が行い、その利害関係者が企業の存続可能性の評価を行うにあたって使用する会計情報の信頼性を保証するという監査人の役割を前提にしているからである。この前提のもとでは、「財務諸表の信頼性の保証」を行うことによって、企業が抱えている企業リスクについての情報を監査人は利害関係者に伝達していることになる。

例えば経営者が偶発損失について注記開示を行っている状況で、その選択が適切であることを立証するだけの証拠を監査人が形成し^{注(12)}、意見表明の段階で無限定意見を表明しているのであれば^{注(13)}、その監査人は「重要な損失の発生可能性が「ある程度ある」もしくは「高い」という自らの判断を利害関係者に伝達していることになる。また、同じく経営者が注記開示を行っている状況で、見積もりの問題を考慮した上で当該状況は引当金で対処すべきであるとの証拠を監査人が形成し、その注記開示の選択が不適切であることを除外事項としている場合には、監査人は「重要な損失の発生可能性が高い」

という判断を利害関係者に伝えていることになる^{注(14)}。このように、監査人は企業リスク（重要な損失の発生可能性）を評定し、その上で利害関係者が企業の存続可能性の評価を行うための情報の信頼性を「保証」していることになるわけである。

従って少なくとも以上までの分析では、企業の存続可能性が問題になる場合であっても、財務諸表のGAAP準拠性についての意見表明以外には監査人の対応として他に何も特殊な対応を考える必要がないことになる^{注(15)}。偶発損失についての経営者の会計選択の適否を監査人が立証した上で、財務諸表について無限定意見、限定意見、不適正意見のいずれかを表明すればよいわけである。

4. 監査人の対応決定要因としての情報の入手可能性

注(12) ここでの「証拠」は、「…要証命題に関する監査人の信念の基礎であり、その実質は、要証命題の確からしさについて、監査人が証拠資料にもとづいて感得・形成した心証」（鳥羽 [1983], 103頁）を指している。

注(13) 議論を単純にするために、偶発損失についての経営者の会計選択以外の項目は全てGAAPに準拠している状況を考えている。

注(14) 一方、経営者が予想される巨額の損失について当期末の段階で引当金を設定していたとしよう。この場合でも監査人は、①その状況が引当金で対処すべき状況であるか、②引当金で対処すべき状況だとしたらその金額が適切なものであるかどうかという点を監査することになる。

注(15) もちろん「特殊な」対応として、例えばSAS 59による「説明区分の記載」（3, 12~13項）という選択肢や、我が国で採用されている「特記事項の記載」という選択肢が存在し得る。しかし、こうした対応の有用性を論証できないのであれば、重要な損失の発生可能性（企業リスク）の判断を監査人が行える場合であっても、なおかつ「特記事項の記載や説明区分の記載という対応」を監査人がとらなければならない理由がないであろう。

前節では、監査人が情報リスクの評定を行う前提として、企業の存続にも影響を与える企業リスクの評定を行うという対応を考察した。もっとも、この対応を行うにあたっては1つの重要な前提がある。それは、経営者の会計選択の適否を立証できるだけの情報を監査人が入手できるという前提である。経営者の所有している情報に限らず、監査人は監査期間と監査に要する費用の許す限り情報収集に努めることになるが^{注(16)}、ここでは実際にそのような情報を何の制約もなく監査人が入手できるのかどうかという点が問題となる。この問題を検討するのは、情報の入手が可能である場合とそうでない場合とで第3節で検討した監査人の対応が異なってくるのかどうかを確かめるためである。

係争事件によっては、過去の類似の判例を調査することによって経験的に勝訴や敗訴の見込みを判断できる場合があるだろう。しかし、一方で第三者たる裁判所の審理状況を調査できない限り、勝訴か敗訴かを決定するための情報を監査人が入手することは難しいとも考えられる。つまり、将来に重要な損失が発生するかどうか全て裁判所の決定に委ねられているような場合には、判決の結果(損失をもたらす事象の発生可能性)を決定するだけの情報の入手を監査人に求めるという想定が現実的ではなく、結果として将来重要な損失が発生するかどうかについての判断(企業リスクについての判断)を監査人が行えないことになる。

一方債務保証の場合も、過去の当社に対する履行請求の状況や同業他社に履行請求がなされたかどうかによって、将来に履行請求を受けるかどうかを合理的に決定できる場合もあるだろう。しかし将来の損失負担が、債権者である金融機関が履行請求を猶予するかどうかといった第三者の意思決定に依存していたり、あるいは

保証先の再建計画が計画通りに実現するかどうかといった不確定要素に依存していたりする状況では、その損失負担を生じさせる事象が発生するかどうかを決定するための情報を監査人が入手することが困難な場合もあるだろう。こうした場合も、監査人は重要な損失の発生可能性(企業リスク)を判断できないことになる。

以上を見てみると、重要な損失の発生可能性(企業リスク)を判断できるだけの情報を監査人が入手できるかどうかという点がその対応を決めるにあたって重要であることがわかる。その情報を入手できる場合には、経営者の会計選択の適否を監査人が立証できるので、第3節で見たように損失額の見積もりの問題を勘案した上で、監査人は財務諸表のGAAP準拠性についての意見表明(保証)を行えばよい。

一方、その情報を入手できない状況では何が監査上問題となるのだろうか。その状況では、重要な損失の発生可能性(企業リスク)が「高い」もしくは「ある程度ある」との判断を監査人が下せない(さらには「低い」との判断も下せない)ために、偶発損失について例えば経営者が「注記開示」を選択している場合であっても、その選択がその状況において適切であるのかどうかの証拠を監査人が形成できないことになる。このことは、経営者が「注記開示」を選択している場合に、その選択を肯定的に立証するだけの証拠を監査人が形成できないということを意味している。しかし、重要な損失の発生可能性(企業リスク)を判断できないため、その選択を否定的に立証するだけの証拠を監査人が形成できないということも同時に意味している。つまり、この場合監査人は経営者の会計選択の適否を立証できないわけである。この状況は、重要

注(16) Mautz and Sharaf [1961], pp. 84-85 (同訳書111頁)参照。

な損失の発生可能性である企業リスクの評定を行えないために、監査人が情報リスクの評定も行えない状況であることを意味している。こうした場合の監査人の対応を考えるにあたって、Mautz and Sharaf [1961], pp. 105-106 (同訳書138頁)には以下の記述がある。

「第2のより重要な問題は、監査人が重要な項目について合理的な疑念の恐れを取り除くに十分な情報を入手できない場合に、監査人が採るべき適切な行動方針に関するものである。そういう状況においては、判断を形成して意見を表明するのを差控える以外に方法はないように思われる。…疑念を取り除くに十分な証拠がない場合には、その疑念が取り除かれるまで判断を差控えることが、唯一の合理的な行動方針である。…」

この考え方に従い、ここでの偶発損失についての会計選択の問題が「重要な項目」に該当するのであれば、企業の存続にも影響を与える重要な損失の発生可能性(企業リスク)を判断するだけの情報を入手できないことによって、監査人は財務諸表についての意見表明を差控えることになる。しかし、重要な損失の発生可能性(企業リスク)を監査人が判断できない場合であっても、「将来に重要な損失が発生するかどうか確定していない点」を除いた全ての点がGAAPに準拠している場合には、財務諸表のGAAP準拠性についての意見表明(保証)を監査人が行うことができるのかどうかという点については、今後精緻化した分析が必要となるであろう注(17)。

5. 本稿のまとめと今後の展望

本稿では、企業の存続可能性の問題に監査人が関わる場合のその関わり方にはどのようなも

のがあるのかという理論的な問題を検討してきた。それは、「情報リスクの評定」を行う前提として、企業の存続にも影響を与えるような「企業リスクの評定」を行うという形での関わり方であった。この方法は、SFAS 5のcontingencyの延長線上の問題として企業の存続可能性の問題を見ている点の特徴である。そしてその場合の監査人の対応は、監査人が企業の存続にも影響を与える重要な損失の発生可能性(企業リスク)を判断することによって、利害関係者が企業の存続可能性の評価を行うために必要な情報を「財務諸表の信頼性の保証」の形で提供するというものであった。

従来議論では、「企業リスクの評定」と「情報リスクの評定」という2つの概念区分がなされ、特に鳥羽[1994]では企業の継続的存続能力にかかる企業リスク(企業財務の健全性)の評定と、財務諸表にかかる情報リスク(財務諸表の適正性)の評定とが「まったく次元の違う問題」であると捉えられていた。しかし、本稿の分析視点から既存の議論を振り返ってみると、「情報リスクの評定」に関わることを前提とする場合に、監査人は企業の存続をも左右する重要な損失の発生可能性の判断を行わなければならないという意味で、「企業リスクの評定」にも当然関わることになるということが指摘できる。そうであれば、企業の存続を困難にする要因としてcontingencyを想定する限り、この2つのリスクの評定が次元の違う問題であるとは言い

注(17) かつてのアメリカの監査実務である条件付意見(subject to opinion)についての規定を設けていたSAS 2, 25項には、「未確定事項(uncertainties)が問題になるケースにおいて、そのもたらす将来の結果が確定していない(contingent)点を除いた全ての点について、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠しているかどうかについての意見を監査人は形成することができないはずである。…」との記述がある。

きれない。「企業リスク」の捉え方次第では、本稿で見たように企業リスクと情報リスクの両方の評定に監査人が関わる状況が存在するからである。

ただ、財務諸表の信頼性の保証を行うにあっても、重要な損失の発生可能性（企業リスク）を判断する上で必要な情報を監査人が入手できるかどうかによって、監査人の対応が変わってくるのではないかということを描いた。その情報を入手できる場合の監査人の対応は、偶発損失についての経営者の会計選択の適否を立証した結果なされる財務諸表のG A A P準拠性についての意見表明である。一方、その情報を入手できない場合の監査人の対応が「意見差控」になるのか、それとも財務諸表について意見表明を行う余地があるのかという点については十分な議論ができなかった。この点は将来の課題である。

また、本稿では一貫して企業の存続可能性の問題を contingency の延長線上にある問題として取り扱ってきたが、果たしてそのような捉え方では捉えられない何か複雑な企業の存続可能性の問題が存在するのだろうか。存在するとしたらその問題はどのような概念として記述できるのだろうか。この点についても検討が及ばなかったので、将来の研究課題としておきたい。

《参 考 文 献》

- AICPA [1974], American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards No. 2 (SAS 2), *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.
- AICPA [1978], AICPA, The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclu-*

sions, and Recommendations, 1978. (鳥羽至英訳, 『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告』, 白桃書房, 1990年.)

AICPA [1988], AICPA, Statement on Auditing Standards No. 59 (SAS 59), *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA [1992], AICPA, Statement on Auditing Standards No. 69 (SAS 69), *The Meaning of Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January 1992.

Carmichael [1972], Carmichael, D.R., *The Auditor's Reporting Obligation—The Meaning and Implementation of the Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No. 1, AICPA, 1972.

— [1976], Carmichael, D.R., "Risk and Uncertainty in Financial Reporting and the Auditor's Role," in Howard F. Stettler, ed., *Auditing Symposium III*, Touche Ross/University of Kansas Symposium on Auditing Problems (Lawrence, Kan.: University of Kansas School of Business, 1976).

FASB [1975], Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards No. 5 (SFAS 5), *Accounting for Contingencies*, March 1975.

Mautz and Sharaf [1961], Mautz, Robert K. and Sharaf, Hussein A., *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association Monograph No. 6, American Accounting Association, 1961. (近澤弘治監訳, 関西監査研究会訳, 『監査理論の構造』, 中央経済社, 1987年.)

Pany and Whittington [1997], Pany, K. and Whittington, O. Ray., *Auditing*, 2nd ed., Irwin, 1997.

鳥羽 [1983], 鳥羽至英, 『監査証拠論』, 国元書房, 1983年.

— [1985], 鳥羽至英, 「会計情報の拡大と監査の論理」, 『会計』, 第128巻第6号, 1985年12月.

— [1994], 鳥羽至英, 『監査基準の基礎 (第2版)』, 白桃書房, 1994年.

日本公認会計士協会 [1992], 日本公認会計士協会監査基準委員会, 「監査基準委員会報告書第2号 (中間報告) 特記事項」, 1992年11月11日.

日本公認会計士協会東京会 [1991], 日本公認会計士協会東京会編, 『公認会計士監査の実務: 問答式<改訂新版>』, 清文社, 1991年.